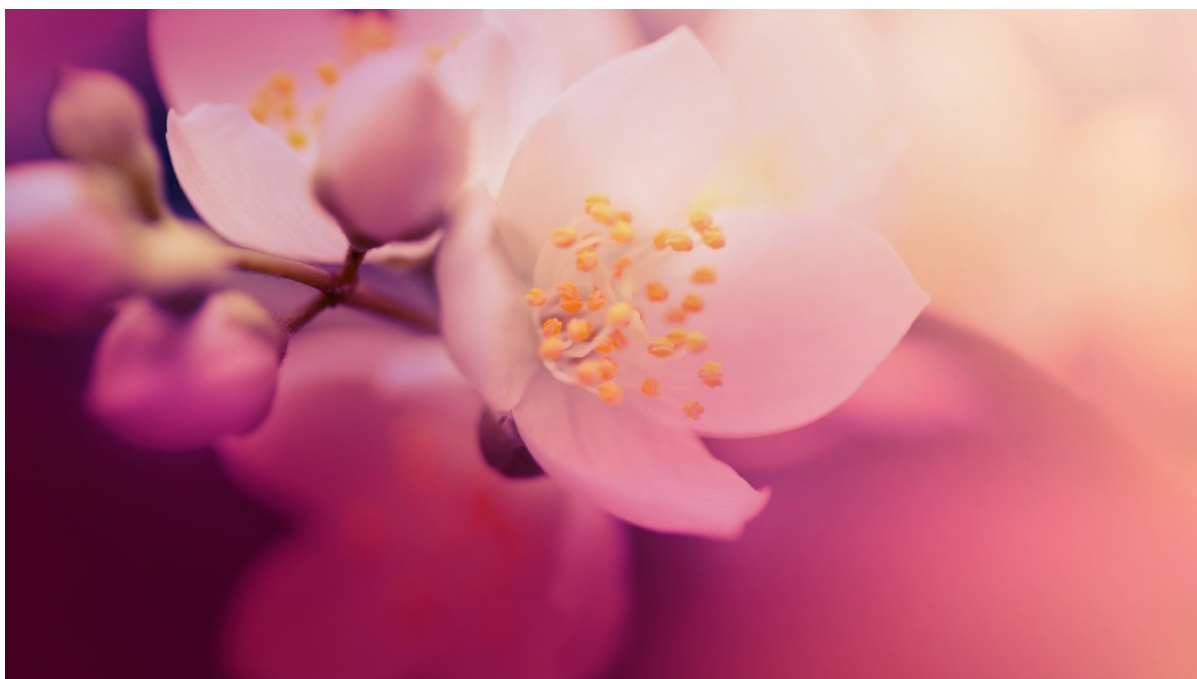


「人生100年時代、今、取り組むべきこと」

池畑 芳子 / 池畑会計事務所 税理士



一般社団法人 日本相続学会

新春オープンセミナー

2023年1月28日(土)17:00~18:30

《オンライン配信のみ》

不許複製

目 次

1. 成年後見・信託・遺言の3点セットとは	1
2. 成年後見制度の仕組みと用語	2
3. おひとりさまの生前対策は？	3
4. 生前対策をしなかった場合にどうなるのか	6
5. 法定後見の申立方法	7
6. 成年後見監督人の職務等について	9
7. 専門職の後見人に係る報酬は？	12
8. 遺言書の種類について	14
9. 遺言書の作成・取り扱いで気を付けることは？	17
10. 民事信託の契約は認知症になる前に	20
11. 生前贈与による相続税対策について	23
12. 円満かつ円滑な相続を目指して「争族」としないためには？	27
13. 特殊な相続事案から見えるもの	29

Q1 成年後見・信託・遺言の3点セットとは

人生100年時代を自分らしく安心して老後を迎えるためには、今取り組むべきことにはどのようなものがあるのでしょうか。

A1

日本の65歳以上高齢者人口は、2022年9月現在3627万人、高齢者人口率29.1%です。(総務省統計局)

超高齢社会のわが国では、65歳以上の約16%が認知症とされています。

社会の進展とともに増え続ける認知症高齢者は、2025年には700万人に達すると言われております。

誰もが認知症になる可能性を持っており、決して他人事の問題ではないことが分かります。

それでは、**人生100年時代、今取り組むべきこと**にはどのようなものがあるのでしょうか。私は、資産管理の手段として、**成年後見・信託・遺言の3点セット**をお勧めしています。自分の判断能力がしっかりしている間に将来を見据え、高齢になっても自分らしく暮らしていくため、今から資産管理をしておく必要があります。

1. **成年後見**は、自身が認知症になったあと、第三者が自身に代わって法律行為や資産管理をする制度です。まだ判断能力があれば、任意後見制度の利用が考えられます。任意後見制度では、まだ認知症となっていない段階で、信頼出来る人に、自分が認知症となったあとの生活を託すことが出来ます。後見には家庭裁判所が選出する法定後見制度もありますが、任意後見ほど柔軟な対応は出来ません。

2. **信託**は、自身の財産を信頼出来る第三者(受託者)に託し、自身または自身が指定した者のために活用してもらう制度です。例えば、賃貸物件を所有して管理していたけれども、高齢により管理が難しくなってきた場合には、信頼できる人に管理を託し、家賃等を受け取ることも出来ます。そして、認知症となったあとなど、必要に応じて信託した財産を売却し、生活費の足しにすることもできます。

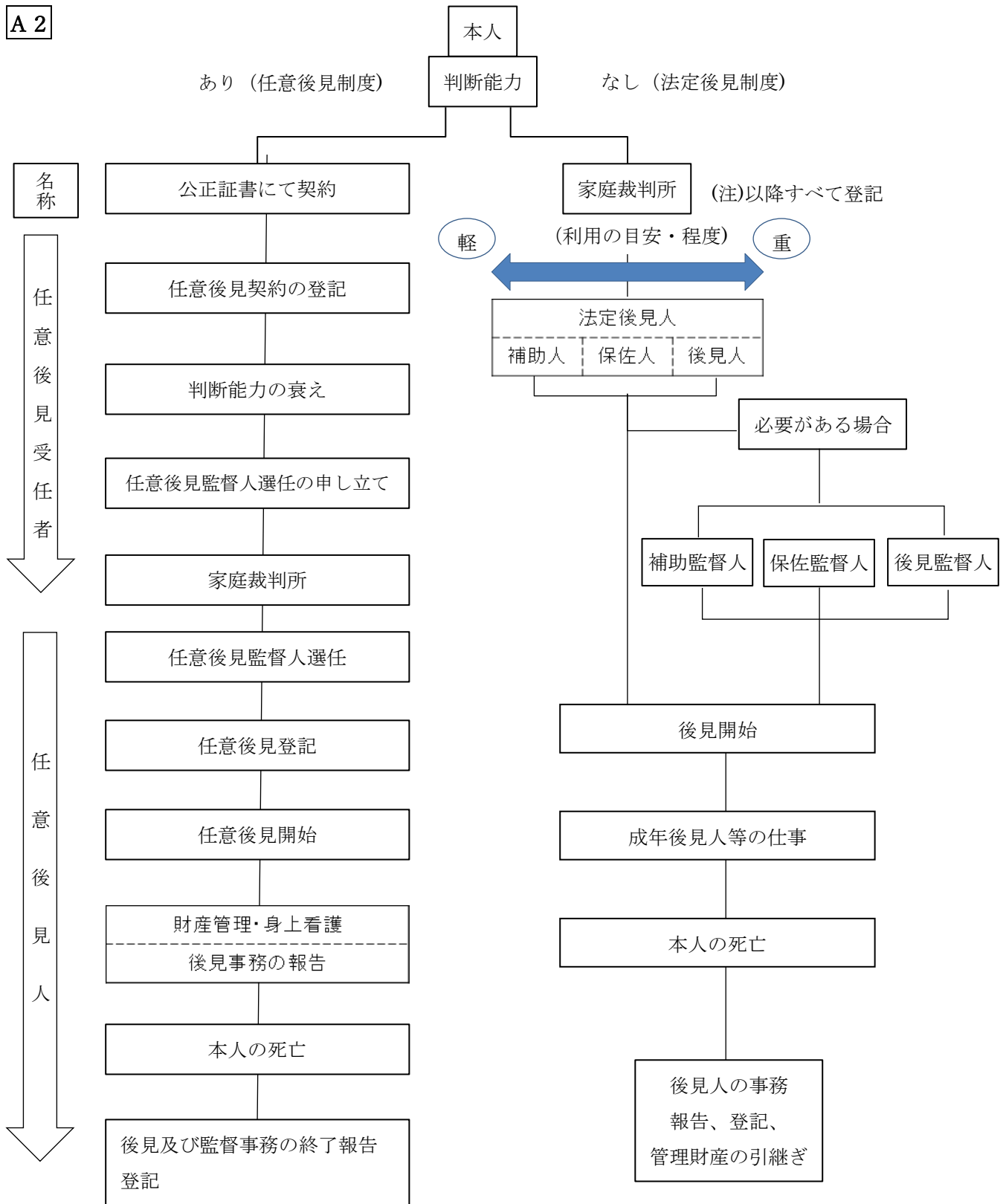
将来充実した人生を送るため、認知症に備えた対策として、あらかじめ任意後見契約の締結や民事信託の利用を考えてみる必要があるでしょう。

3. **遺言書**は、自身の死後、どのように財産を承継させるかを決めておくことが出来ます。死後のことばかりに目が向きがちですが、遺言書を書くことそれ自体は、自身と向き合うことであり、これからの生活を考える重要なステップにもなります。

人生100年時代を見据えどんな準備が必要か、お一人様の生前対策、会社経営者の認知症対策、生存対策をしなかった場合、判断能力が低下した時の財産管理など、相続争いに発展させないため、円満かつ円滑な相続を目指してきちんと相続対策をしましょう。

Q2 成年後見制度の仕組みと用語

A2



出典：これだけは知っておきたい成年後見・信託・年金制度(大蔵財務協会)

Q3 おひとりさまの生前対策

私は同居する家族もいないいわゆる「おひとりさま」です。この先認知症などにより、判断能力が低下することもありますし、そのような状態がいつ訪れるかわかりません。元気に動けるうちに、どのような生前対策をしておけば老後は安心して過ごせますか。

A3

「おひとりさま」とは、一般的に未婚独身、配偶者や親族との死別・離別により同居する家族がいない人を表わす言葉とされています。

高齢になると心身の衰えもあり、病気やケガにより思わぬことが起こる可能性があります。財産管理を依頼することもでてくるでしょう。もしもの時のために相応しい準備をしておくことでトラブルを避けることもできます。選択肢の一つとして任意後見制度の利用があります。

併せて「おひとりさま」の相続対策についても説明します。

判断能力低下前に用意しておくの良いこと

1. 任意後見制度の利用

任意後見契約とは、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について、任意後見受任者に代理権を付与する委任契約を締結し、本人の判断能力が不十分になった時に任意後見人が契約に基づいて本人の生活などを守る制度です。

(1) 契約の種類(例)

①将来型

任意後見契約のみ単独で締結するもので、本人が健常時に契約し、判断能力が低下したときに、任意後見監督人が選任され初めて任意後見契約が発効されるものです。任意後見契約の運用の基本形であります。任意後見監督人が選任されるまでは、財産管理を伴わない「見守り契約」を締結します。

(2) 任意後見契約締結までの順序

- (ア)継続の見守り契約書
- (イ)任意代理契約書
- (ウ)財産管理等委任契約
- (エ)任意後見契約(代理権目録)
- (オ)死後事務委任契約書

- ① 見守り契約委任者が受任者と定期的に連絡を取り合い、委任者の安否確認や生活状況の確認をし、見守りをおこないます。
- ② 死後事務委任契約委任者の死亡後、すぐに行わなければならない事務や遺言では行えない事務を遂行するときは、この契約が必要になります。

葬儀等死後事務を依頼したいとき。

身辺整理等の事務を行い遺言執行者、相続人等へ、残余財産を返還します。

(3) 身元保証・身元引受・医療同意・延命治療・尊厳死・看取り

任意後見人は、身近に頼れる親族や知人がいない場合に、第三者の専門職として身元保証人になるよう求められますが、相続人となる人に依頼し、任意後見人は避けるべきです。

医療同意についても、患者の一身専属的な権利とされ、医療同意権が認められていない以上、延命治療の実施や中止について、決定する権限は認められないと解されています。

任意後見人の代理権の範囲には含まれず、委任事項にも含まれないと解されています。

(4) 利用者がメリットを実感できる任意後見制度とは

- 本人の判断能力が低下する前に、自ら選んだ後見人に、本人が希望する生活を託すことができます。
- 任意後見契約書の契約内容は、双方の合意により支援内容を自由に設計することができ、公正証書により作成し登記されます。
- 判断能力が低下した場合、家庭裁判所で任意後見監督人を選任してもらい本人が希望する生活を送ることができます。
- 任意後見契約は家庭裁判所が後見監督人選任前なら、本人または後見人はいつでも契約を解除することができます。後見監督人が選任された後でも正当な理由がある場合には、家庭裁判所に報告し認めてもらえば契約の解除ができます。

2. チェックリストの作成

人生100年時代自分らしく豊かに生きるためのチェックリストVol. 2 (参考)
(全国女性税理士連盟 社会貢献特別委員会編集)

上記のようなチェックリストを作成することで、将来を具現化し自分の考えが明確になり、自分なりの幸せ感が醸し出されます。

この中には**医療・ケアに関する事前指示書**もありますので是非、記載してみましよう。

3. 相続対策としての生命保険の利用

遺産分割対策として生命保険金に加入すると、受取人は確実に現金を取得することができます。それにより保険金をそのまま相続税の納税資金に充当することもできます。

非課税限度額（法定相続人数×500万円）を利用することで相続税対策にもなります。

生命保険の契約者が認知症の発症などで判断能力の低下した後でも、任意後見人から保険金等の請求、契約内容の照会や変更することは可能です。ただし、これらを請求するには、代理権目録にこれらの権限が記載されている場合に限りです。

4. 生前贈与の実行

(1) 贈与

贈与とは、例えば**贈与者Eさん**が**受贈者Kさん**に甲財産を無償で与え、受贈者Kさんが確かに甲財産をもらいました。と双方の意思が合致していることが要件です。

財産の贈与を受けた人（受贈者Kさん）が、1年間（1月1日～12月31日）に受け取った贈与金額で、贈与税を計算します。

贈与税の申告方法には、暦年課税と届出書を提出することにより選択適用する相続時精算課税制度があります。

(2) 贈与契約書の作成

贈与をする場合には贈与契約書を作成します。

贈与者氏名住所、受贈者氏名住所、贈与したもの（金銭など）、贈与日、手段（振込など）を贈与契約書に記載し署名捺印します。

暦年課税の基礎控除額は毎年110万円

受け取った贈与金額の合計額が110万円以下（1年間）であれば申告不要で贈与税はかかりません。

相続時精算課税を選択すると、一定の要件により贈与財産の価額から2500万円の特別控除を差引することが出来ます。

(3) 贈与税の非課税財産

贈与税がかからない財産として相続税法で定められているものがあります。代表的なものとして扶養義務者から受け取った生活費や教育費、個人から受け取った冠婚葬祭の金員や社会通念上相当と認められているもの（お祝い、見舞金、香典など）があります。贈与税の非課税を効果的に利用しましょう。

5. 遺言書の作成

意思能力がしっかりしているうちに、ご自分の財産を誰に相続させるかを生前に決めておきます。その気持ちを遺言書に記載し、その内容通りに相続させたい人に相続させることが出来ます。

財産の処分や相続に関する事項についても書いておきましょう。

推定相続人や親族が誰もいない場合、お世話になった知人や団体に寄付や遺贈も考慮して作成するとよいでしょう。

なお、遺言執行者を指定する方がよいでしょう。

また、付言事項として、想いを伝えたい方に対する最後のメッセージを書いておくこともできます。

Q4 生前対策をしなかった場合にどうなるのか

最近妻は物忘れがひどく認知症であると診断されました。夫婦共有名義の自宅で生活しておりますが、いずれ自宅を売却して有料老人ホームへ入る予定です。

この場合、自宅はこのまま売却することができますか。

A4

認知症等の精神上的の障害により判断能力が低下した場合には、本人又は親族(配偶者又は4親等内の親族)などの申立により、家庭裁判所が判断能力の程度により成年後見人等を選任します。選任された成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)は、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務を行います。

1. 本人の居住する不動産を売却する場合

成年後見人は、成年被後見人の居住用土地・建物について売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定等を行う場合には、家庭裁判所の許可を得なければなりません。

2. 申立の理由

(例) 成年被後見人は、現在夫と自宅に住んでいますが、本人は令和4年10月から有料老人ホームへ入居する予定です。そのための費用として入居一時金〇〇〇万円、月々〇〇万円の施設使用料が必要になります。よって別紙物件目録の現在の居住用不動産を売却し、入居費用を捻出する必要があります。

この共有持ち分の不動産を売却後、夫は娘夫婦のところに同居する予定です。

共有不動産はすでに金〇〇〇〇万円で△△△不動産が買受を希望しております。

成年被後見人の子供達もこの不動産の売却には賛成しております。

以上の事由からこれを申し立てます。

3. 成年後見制度しか受け皿がない場合、判断能力等がなくなる前の事前対策の重要性

高齢化と共に認知症のリスクも高まってきますので、できるだけ早い段階からの事前対策をお勧めします。

成年後見制度利用を見据えた事前対策

- ① 財産・債務調査を行い財産・債務一覧表を作成し、預貯金の引き出しや処分をすすめる。
- ② 子や孫などに生前贈与の活用
- ③ 任意後見契約の活用
- ④ 民事信託の活用
- ⑤ 生命保険の加入・請求の見直し
- ⑥ 会社経営者(同族)の株価対策、議決権の行使(株主)
- ⑦ 公正証書遺言(自筆証書遺言)の活用
- ⑧ 不動産の管理・修繕・売却等
- ⑨ 有料老人ホームなどの入居金等の資金を確保するなど
- ⑩ その他

Q5 法定後見の申立方法

母と別居している次男は最近母の健康状態が不安になってきました。物忘れのする母と病院に行ったところ「認知症」と診断されました。

長谷川式認知症スケールで15点でした。父は他界してすでに5年が経過しています。財産は自宅とアパートと預貯金です。母の判断能力が低下した現在、今後のことが不安になりました。成年後見人について教えてください。

A5

本人の判断能力が低下した**後**には、法定後見制度の利用により判断能力の不十分な方を保護する制度があります。

法定後見制度は、判断能力の不十分な者の権利を保護あるいは擁護し、財産管理と身上保護をする制度で、家族などの申立により家庭裁判所で成年後見人等を選任します。

1 成年後見人

成年後見人(成年者の後見をする人)は、本人(成年被後見人)の生活、療養看護及び財産管理に関する後見事務行為を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活状況に配慮しなければならない。(民 858 条)

成年後見制度を十分理解し、本人の最善の利益を求めて行動する必要があります。

本人に代わって介護サービスなどを受けられるように契約し、財産管理をして法律面や生活面で支援する職務であります。

具体例

- ①十分な治療や介護を受けられるように、病院、高齢者施設の入所契約や支払い手続きをする。
- ②病院や施設に入所させたのち、本人に不利益が及ばないかどうか監視すると共に、不測なことがある場合は改善するよう要求する。
- ③預貯金の管理は、成年後見人の職務であり、ペイオフ対策も検討する必要がある。
- ④高齢者をめぐる悪質商法に騙されないように注意し、もし騙された時は法的手続きを取るようにする。
- ⑤アパートを所有していた場合、成年後見人等がこの管理業務の手助けをする。
- ⑥日常生活に関する法律行為は取り消しできない。
- ⑦成年後見人はこれらの法律行為を行うために、定期的に訪問し本人の意思確認を行う必要があります。

2 成年後見開始の審判

成年後見制度の利用により申立てができる人は、本人や4親等内の親族(配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族)の他、市区町村長です。

精神上の障害が進行した場合には、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人が審判の申立をすることもできます。(民法第7条)

成年後見開始の審判の申立は、家庭裁判所に申立書を提出することにより始まります。

申立書には、本人の氏名、生年月日、本籍などのほか、申立の趣旨や申し立ての実情（成年後見人の候補者として適当な人がいる場合はその人の氏名、住所、職業、本人との関係など）を記載して提出します。

3 後見開始の審判の要件

本人が精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害等）により、判断能力を欠く状況にある場合（鑑定必要性等）、申立人の申立てにより後見開始の審判をすることになります。

後見人は、本人の財産管理をし、法律行為について本人の代理権や同意権を付与されるとともに、本人の法律行為を取消することもできる。

ただし、日用品の購入など、日常生活に関する行為については、これを認めてくれない。

4 資産、負債等の財産目録や収支計算書の提出

(1)被後見人の資産とは

- ① 居住用不動産や貸家など
- ② 現金および普通預金、定期預金、郵貯銀行、定額貯金、外貨預金などの預貯金
- ③ 株式、国債、証券投資信託などの有価証券
- ④ 生命保険金、個人年金、火災保険金などの保険金等
- ⑤ 貴金属などその他の財産

(2)被後見人の負債とは

- ① 住宅ローンや銀行等の借入金
- ② 未払い税金、未払い生命保険金など

財産目録を作成するときは、登記簿謄本、固定資産評価証明書、残高証明書、通帳、証券会社の預かり残高証明書、保険証券、火災保険証書などを参考にして作成してください。

収支状況報告書は収入欄に年金、株式配当金、家賃収入等を記入します。支出欄には、生活費、療養費、住居費、固定資産税、国民健康保険、介護保険、住宅ローン、借入返済金など家庭裁判所から指定されたときには資料を記載し、原本も添えて提出します。

Q6 成年後見監督人の職務等について

成年後見監督人の職務等について教えてください。

A6

家庭裁判所は必要があると認める時は、被後見人、その親族、後見人等の請求によりまたは職権で、成年後見監督人を選任することが出来る(民 849 条の 2)となっています。

成年後見監督人等の選任

家庭裁判所が成年後見監督人を必要とする場合

- ①財産関係が複雑な場合
- ②多額の債務がある場合
- ③法律行為が予定されている場合など

必要があると認めるときは、一定の要件のもと、成年後見監督人を選任することができます。

その理由

- イ後見人による職権濫用や職務忌避
- ロ任務懈怠等の不良行為が防止される
- ハ後見監督業務の信頼性の確立のため
- ニ成年後見制度の利用促進という面からも重要など

成年後見監督人選任についての不服申立はできないようになっています。

また成年後見監督人等には、成年後見人等の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹はなれません。

成年後見監督人の職務について体験から解説いたします。

(事例は加工してあります)

(1) 成年後見監督人の受任

家庭裁判所に名簿登載をしていた関係で、家庭裁判所より連絡があり、たまたま近所である被後見人の資料等の説明を受け、成年後見監督人を受任することにし、成年被後見人の死亡まで職務を行いました。

就任に際し、後見人等候補者事情説明書(第三者用)に後見等の方針を記入したことは次の通りです。

- ①被後見人が心穏やかに過ごせるようにしたいと思っていること。
- ②財産状況を常に全体で把握し、キャッシュフローをいかに正常に維持監督出来るかに努めたい事。
- ③財産に関して、後見人と相談しながら正常な財産状態になるように努力すること。

(2) 被後見人及び後見人の状況

①被後見人の状況

被後見人は、脳梗塞で倒れ半身麻痺の状態が長期間継続し、入院中でした。面会すると、話をできないばかりか、相手の言葉も理解できない状態でした。

②後見人の状況

被後見人の長女(塾経営)が成年後見人に選任されました。

③問題点

被後見人は会社経営者であり、また賃貸不動産を有している資産家であるが、不動産を担保に銀行から多額の借入をしていたこと。

その他にも元気な時に株式・証券等の投資をしていたが、元本割れし、借入金ばかりが残りっていること。

後見人はその返済方法に頭を悩ませていたこと。

アパートの居住者に係る不動産管理等の諸問題など問題が山積していること。

(3) 成年後見監督人の職務

①最初にした仕事

成年後見監督人として、成年後見人である長女と良好な関係を築きたいと思い、連絡を密に取り合い、業務を的確に処理していただくように、指導、監督をおこないました。

②財産目録の確認

財産目録の内容を確認するために、不動産の現場に出向き実地調査を行い最初の財産目録を家庭裁判所に提出しました。

③家族経営的土壌

被後見人の財産と後見人の財産を区別する意識が希薄であったので、説明し指導しました。

成年被後見人の財産から、後見人及びその家族へ贈与が行われていましたが、原則として認められない旨の説明をして即時にやめるよう説得しました。

④金融機関との交渉

銀行との折衝について、後見人長女に同行して何回も金融機関に出向き、借入金の書換えに立ち会いました。

⑤収支状況報告書

収入及び支出については、最初は支出と収入の一部しか計上されていませんでしたが、時間が経過するごとに適正に記入されるようになりました。

⑥療養監護

後見人は積極的に良く病院に行っておられました。私も監督人として被後見人の病院には時々様子を見に伺いました。

(4) 成年後見監督人の報酬

①報酬付与について

家庭裁判所が職務等を判断して審判により決定され、成年後見人から受領します。

監督事務報告書を裁判所に提出するときに、毎年1年間の報酬について、報酬付与申立書や添付書類と併せて報告します。

②監督事務報告書

監督事務報告書には、以下の事を記入します。

イ施設または自宅へ訪問した回数

ロ親族との面会、相談等をした回数

ハ業務内容及び報告書等の作成で多くの時間を要したこと

ニ報酬を定める際に勘案してもらいたい特段の事情等

ホその他

③監督人の報酬

監督人の報酬は、月当たりになると数万円ですが、1年後にまとめて家庭裁判所に報酬の付与の申立をします。

(5) 後見終了時の業務（任務の終了）

被後見人の死亡により後見監督人の任務が終了しました。

今回は監督事務報告書を提出する日に死亡されたので、収支状況報告書や財産目録等について、1ヶ月の差しがなく、大きな支出もなかったため、後見人から死亡診断書を家庭裁判所に提出してもらい、成年後見監督人の任務は終了しました。

(6) 後見監督人が税理士業務を依頼された場合

親族後見人から確定申告を依頼された場合、後見監督人は専門職の業務を行うこととなりますので、受任しない方が良いでしょう。後見人は顧問先となるため、適正な監督が十分行えなくなる可能性がありますので、他の税理士の方に依頼していただいた方が良いでしょう。

参照文献：家庭裁判所における成年後見・財産管理の実務

Q7 専門職の後見人にかかる報酬

私は被後見人本人の親族です。この度専門職後見人が選任されました。いずれ監督人も選任されるそうです。報酬はどのように決まるのでしょうか。

A7

1. 成年後見人等に対する報酬

申し立てがあった時に審判で決定され1年が経過するごとに後払いで支払われます。

(1) 家庭裁判所は報酬の付与の審判に基づき、成年後見人等および成年後見監督人等に対し、被後見人等の財産の内容を考慮し、相当な報酬を後見人等に与えることができます。

(民法第862、876の5②、876の10①)

後見人が後見事務(財産管理、身上監護等)を行うために必要な費用は、本人の財産の中から支払われます。(民法第861②)

(2)審判に対する不服申立

家庭裁判所が出した審判に対し不服がある場合、高等裁判所に不服申立(即時抗告)をすることができます。(家事事件手続法第85①)

審判に対する即時抗告期間は2週間以内とします(家事事件手続法第86)

(3)保全処分命令関係等

後見開始等の審判開始があった場合、家庭裁判所は、被後見人等の財産保全のため必要があるときは、審判が効力を生ずるまで、職権で「財産管理人」を選任し、本人の財産の行為につき、後見等を受けるべきことを命ずる保全処分をすることができます。(家事事件手続法第105)

(4)報酬額のめやす

①報酬の仕組み＝基本報酬分＋付加報酬

②基本報酬(後見人等)

i 月額2万円(標準)

ii 管理財産額等・・・預貯金及び有価証券等の流動資産合計金額

1000万円以下・・・2万円

1000万円超～5000万円以下・・・3万円～4万円

5000万円超・・・5万円～6万円

なお、保佐人、補助人も同様です。

③基本報酬(後見監督人等)

i 管理財産額等・・・預貯金及び有価証券等の流動資産合計金額

5000万円以下・・・1万円～2万円

5000万円超・・・2.5万円～3万円

なお、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様です。

④付加報酬

- i 身上保護等に特別困難な事情があった場合には、上記基本報酬額の50パーセントの範囲内で報酬を付加することがあります。
- ii 訴訟事件や遺産分割調停事件の解決、高度障害等の保険金の受領、療養看護費用を捻出する等のために自宅売却した場合など特別の行為をした場合には、経済的利益の額に応じて相当額の報酬を付加することがあります。

(5)複数の後見人等の報酬

- ①原則1名分の報酬を複数で按分して支払います。
- ②事務内容により負担などに応じて按分します。
- ③後見事務に対する寄与にさほどの相違がない場合は人数で按分します。

(6)報酬の支払時期

- ①報酬の付与を申し立てる時期は後見人等就任後一定期間（通常1年間）が経過した後で申し立てます。
- ②他にも後見人を辞任した時、後見が終了する時など一定の職務を遂行した後に、後見事務報告書を提出し報酬付与の申し立てをします。
- ③対象期間の報酬の支払時期に関する規定はありませんが後払いが原則です。
東京家庭裁判所「成年後見人等の報酬額のみやす」より

2. 任意後見制度に基づく報酬

任意後見とは、本人の判断能力がある間に、将来の判断能力の低下に備え、任意後見人となる人を事前に選んでおく制度です。実際には判断能力が低下した時、本人に代わって任意後見人として法律行為を行ってもらいます。

任意後見人の報酬額は、自由に決めることができます。

任意後見契約が発効すると、公正証書で作成されている任意後見契約書に記載してある月々の報酬が発生します。

Q 8 遺言書の種類

遺言書には、色々な種類があると聞きました。どのようなものがあるのでしょうか。また、それぞれのメリット・デメリットを教えてください。

A 8

遺言書には、一般的に、公正証書遺言、秘密証書遺言、そして自筆証書遺言の3種類があります。自筆証書遺言は、法務局に保管をする制度もあります。どの方法が正解というものではありませんので、それぞれの相違点をよく理解し、ご自身に合った方法を選択してください。

(解説)

1 遺言書の種類

遺言書には、①公正証書遺言、②秘密証書遺言、③自筆証書遺言の3種類があります。以下、それぞれの特徴を解説します。

①公正証書遺言

公正証書遺言は、公証役場にて公証人に作成してもらう遺言書です。公証役場は日本全国ある程度大きな街ごとにあります。どこの公証役場を利用してもよいですが、一般的には自宅に近い公証役場を利用することが多いようです。

公証人は、元裁判官や元検察官など、法律の専門家です。ですので、こういった遺言書を作りたいと相談をすれば、法律上有効な遺言書案を提案してくれます。費用は、相続する財産と何人に相続させるか等を考慮して計算されます。具体的な金額は、担当する公証人の判断になりますので、まずは見積りをお願いしてもよいでしょう。

公正証書遺言のメリットは、法律の専門家である公証人が本人の意思を確認しながら遺言書を作成しますので、法律上の有効性が高いこと、公正証書は公証役場が保管するため紛失や偽造・変造の恐れがないこと、本人が死亡した場合の検認（後述します。）という手続がないことなどが上げられます。

他方で、デメリットは、公証役場の費用がかかることがあげられます。

確かにお金がかかるというデメリットはありますが、有効性が担保されるメリットはとても大きく、弁護士や税理士に遺言書の相談をすると、ほとんどの場合、公正証書で作成するよう促されます。

②秘密証書遺言

秘密証書遺言は、遺言書は自身で作成し、この遺言書が「存在すること」を公証役場にて公証人と証人2人に確認してもらうものをいいます。遺言書の内容自体は、公証人にも見せる必要はありません。

秘密証書遺言のメリットは、遺言書はパソコンで作る方法でも良いので、後述の自筆証書遺言よりも簡単に作れること、公証役場の費用は1万1000円で定額であること、相続人が公証役場に問い合わせればすぐに遺言書の存在が分かるので、見逃されるリスクが低いことなどがあります。

他方で、デメリットは、遺言書の作成自体に専門家が関わらないので無効となる可能性があること、偽造・変造の可能性があること、検認が必要であることなどがあげられます。公正証書遺言では不要であった「検認」ですが、これは、遺言者が亡くなった時、家庭裁判所に遺言書の存在を届出る手続をいいます。検認は、遺言書の紛失を防ぐための手続ですので、それ自体遺言書の有効性を判断する手続ではありませんが、適式に行わないと過料の制裁金があるなど、手間がかかる手続です。

秘密証書遺言は、これまであまり利用されてきませんでした。公正証書に比べてデメリットが大きいことは否めませんが、作成の簡易性や費用の面を考えると、利用を検討されてもよいと思います。

③自筆証書遺言

自筆証書遺言は、名前の通り、遺言者本人が自筆で遺言書を作成する遺言書です。最近では、厳格すぎた方式が緩和されたほか、法務局による保管制度も創設され、以前よりは利用しやすいものになっています。

自筆証書遺言のメリットは、簡単に作成でき、作成費用がかからないことです。公正証書遺言や秘密証書遺言は公証役場に出向く必要がありますが、自筆証書遺言であれば、いつでも自由に作成することができます。具体的な作成方法は、後述します。

自筆証書遺言のデメリットは、遺言者本人だけしか書いたことが分からないため、あとになって有効性が争われてしまうことや、自身で保管する必要があるため、どうしても偽造・変造・紛失のリスクを排除できないことがあります。また、自筆証書遺言は、前述の検認が必要になります。

自筆証書遺言のデメリットは、公正証書遺言であれば容易に排除できるものばかりです。このため、専門家は自筆証書遺言をあまり勧めませんが、作成の容易性というメリットは小さくありませんので、検討すべき遺言書の作成方法の1つと思われます。

2 自筆証書遺言の書き方と方式の緩和

自筆証書遺言は、遺言書のすべてを自書し、日付と署名をした上で、押印をする必要があります。いずれも非常に厳格に捉えられており、たとえば、「令和4年9月吉日」といった表記の場合は、遺言書が無効とされたケースもあります。

他方で、この方式は厳格すぎるとして、平成31年1月13日以降の自筆証書遺言では、方式が緩和されました。これまでは、財産目録も含めてすべてを自書とするよう法律は求めていましたが、財産目録については、自書でなくてもよく、パソコンで目録を作成してもよいということになりました。ただし、各目録には署名押印が必要となっており、遺言書本体と一体となるよう保管しておく必要がありますので、作成には注意が必要です。

3 自筆証書遺言の保管制度

自筆証書遺言のデメリットに、偽造・変造・紛失の恐れがありました。このデメリットを解消するため、令和2年7月10日から、法務局による遺言書保管制度がはじまりました。

本人が法務局に出向き、自筆証書遺言の保管をお願いすることができます。これにより、自筆証書遺言は大切に保管されますので、偽造・変造・紛失のリスクは無くなることになります。また、法務局がきちんと保管していたことから、検認手続も不要となります。

自筆証書遺言の保管は、遺言書1通につき3900円と比較的定額で申請することができます。まだ運営ははじまったばかりですが、これから皆様に活用していただくことが大いに期待されています。

4 認知症になったあとの遺言書の書き方

法律上有効な遺言書を書くためには、15歳以上という年齢制限があるほかは、遺言書を書いたときに遺言能力があったことが必要になります。遺言能力とは、遺言の内容を理解し、遺言の結果を理解することができる能力のことをいいます。たとえば、認知症となっていた場合には、遺言能力が無かったものとされ、遺言書が無効とされる場合があります。公正証書遺言を作成する場合には、公証人が遺言能力の有無を確認しますが、自筆証書遺言の場合には、注意が必要です。不安がある場合には、医師の診断書など、遺言書を書いた当時に遺言能力が問題なかったことを示す証拠も合わせて保管しておくといでしょう。なお、被後見人となった場合であっても、2名以上の医師が立ち会い、判断能力が回復していると医師が認めた場合には、遺言書を書くことができます。

Q 9 遺言書の作成・取扱いで気をつけること

遺言書を作成するにあたり、どういったことに気をつける必要があるでしょうか。また、書き直しなど、取扱いにも気をつけることがあるのでしょうか。

A 9

遺言書は、ただの手紙では無く、法律効果を伴う書類です。との取扱いについても法律が規定していますので、作成方法から訂正方法、取り消す方法まで、よく理解しておく必要があります。

(解説)

1 法律上の要件を満たすこと

遺言書にはいくつか種類がありますので、Q 8を参照してください。公正証書遺言であれば、法律上有効であるか公証人が確認してくれます。他方で、秘密証書や自筆証書遺言の場合は専門家の関与がなくても作成できますので、簡易な反面、形式に不備がないかしっかりと確認することが必要です。

法律上の要件に不備がないかチェックするには、市販の指南書もよいですが、やはり専門家に見て貰う方法が一番おすすめです。遺言書を作成するとなると費用も高額になりますが、作成したもののチェックだけであれば通常の法律相談の範囲内で対応してくれる弁護士も少なくありませんので、遺言書の作成後に法律相談を試みるのもよいかもしれません。弁護士の法律相談料は、30分5500円(税込)が相場となっているようです。

2 共有にしないこと

相続財産をどのように承継させるかは、遺言者が自由に決めることができます。たとえば、自宅の土地は、息子2人に均等の割合で共有させるという方法もできます。

しかしながら、共有という権利は非常にやっかいなものとなりがちです。たとえば、共有物を処分するためには共有者全員の合意が必要になります。皆が同じ意見をもっているときは良いのですが、意見が異なる場合や連絡が取れなくなってしまった場合には、共有関係を解消する手続が必要になる場合もあります。この手続は、たとえば共有物分割訴訟といった裁判手続が必要になる場合もあり、非常に手間がかかります。共有問題が解決されないまま放置されると、社会問題となっている所有者不明土地問題の要因にもなってしまいます。

相続財産の円滑な承継や余計な紛争を防止するためにも、財産は共有させるのではなく、できるかぎり1つの財産には1人の相続人という内容で遺言書を作ることが望まれます。

3 負債もしっかり書いておくこと

遺言書を書く際は、どうしてもプラスの財産が目いきます。しかしながら、相続は、借入金や保証債務といったマイナスの財産も承継することになります。遺言書には、どうい

った借入金があるか、どこかで保証契約をしていないか、よく確認した上で負債の負担割合なども記載しておくといよいでしょう。

実務で問題となるケースでは、遺言者が死亡してから相当の年月がたったころ、遺言者が保証人となっていた主債務者が破綻し、保証人の遺族が借入金等の返済を迫られるということがあります。相続当時に分かればすぐに相続放棄といった手続もできますが、ある程度の年月がたっていると相続放棄も難しくなります。遺族に思わぬ借金を背負わせないためにも、どのような負債や保証債務があるか、遺言書に記載しておくことが望まれます。

4 遺留分への配慮

遺留分とは、相続人が最低限の遺産を確保するために設けられた制度です。法定相続人は、法律にしたがって相続分を持ちますが、遺言書がある場合には、必ずしも相続財産を受けとれるとは限りません。少し極端な例ですが、夫が愛人にすべての財産を遺贈すると遺言書を書いていた場合、妻は相続財産を受け取れないことになりかねません。こういったとき、この妻に最低限の遺産を確保するための権利が遺留分です。

遺留分がどの程度になるかは、法定相続人の属性により異なりますので、遺言書を作る際は遺留分も確認しておく必要があります。

他方で、遺言書は遺留分を侵害しないように記載すべきですが、遺留分は侵害された者が遺留分の権利を主張して初めて発生する権利です。先の例で言えば、妻が「私の遺留分が侵害されているので、侵害された金額を支払ってください。」と愛人に主張して初めて権利が発生します。妻が夫の遺言書を尊重して何も言わなかった場合は、遺留分の権利は発生しないことになります。

遺言書の書き方によっては、遺留分を侵害せざるを得ない場合もあると思います。そういった場合は、事前によく説明しておくとか、付言事項にどうして遺留分を侵害されることとなったのか、説明をしておく、理解を得られることもあります。

5 加筆・訂正の方法

遺言書の訂正方法は、法律で決まっています。加除・訂正は二重線で本文を消してから文言を追加するといった一般的な方法ですが、これに加え、加除・訂正した部分に押印し、遺言書の余白に加除・訂正した内容と署名をする必要があります。

遺言書は、出来る限り遺言者の真意に従って解釈しようというのが裁判所の考え方です。ですので、上記の方法をとらなかったとしても直ちに加除・訂正が無効になるというものではありませんが、余計な解釈をされぬよう、加除・訂正をする場合は適式な方法で行うといよいでしょう。

6 遺言書の撤回の方法

遺言書は、いつでも遺言の全部または一部を撤回することができます。撤回の方法は、遺言の方式に従いますので、撤回する旨の書面を作成する必要があります。

また、撤回する書面を作成しない場合であっても、新しい遺言書を書き、この内容が前の遺言書と抵触する場合は、抵触する限度で前の遺言書が撤回されたとみなされます。

注意する点は、撤回の撤回は許されないということです。遺言書を一度撤回した場合は、また新しく遺言書を作る必要があります。とはいえ、遺言書は何度作り直してもよいものですから、生活の変化や新年の行事として前の遺言書を撤回し、新しい遺言書を作ることも良いのではないかと思います。

7 遺言書の保管場所

公正証書遺言や法務局の自筆証書遺言保管制度を利用した場合は、公証役場と法務局が遺言書を保管してくれます。家族には、遺言書を書いたことを伝え、死後、公証役場または法務局で検索するよう伝えておけば足ります。公証役場も法務局も、戸籍で遺言者の死亡が確認できなければ、遺言書を開示することはありません。

他方で、秘密証書遺言と自筆証書遺言の保管には、工夫が必要です。遺言書は、死後に発見されなければ見過ごされたまま遺産分割協議がされてしまいます。一般的には、貸金庫や書斎の本棚、仏壇の裏などに保管をする方が多いようですが、信頼できる人にそれとなく伝えておくか、死後容易に発見されるよう工夫しておくことが必要です。この点、貸金庫であれば銀行口座を解約する際に貸金庫の存在が明らかになりますから、見過ごされるリスクは一番低いものと思われます。

Q10 民事信託の契約は認知症になる前に

花子さん(80歳)は夫を早く亡くされた後、子供2人(長男、長女)と元気に過ごしていましたが、ある時自転車で転び骨折してしまいました。幸い症状は回復に向かっていますが、この先のことが不安になった花子さんの、今後取るべき対策として民事信託について教えてください。花子さんはアパート1棟(10室)、自宅、預貯金3000万円を所有しております。

A10

民事信託の利用

委託者・受託者・受益者と信託財産をあらかじめ決めておくことで、判断能力の低下の有無にかかわらず、信託契約にしたがって財産を運用管理してもらうことができます。民事信託とは、託した財産から生まれた利益を花子さんに戻してもらう契約です。ただし、信託では身上保護はできませんので、管理された財産について、任意後見契約と組み合わせることも可能です。

民事信託の一例として、委託者(花子)と受益者(花子)が同一人物となる自益信託の形式、受託者として(長男)に託す民事信託について説明します。

民事信託の家族構成

委託者	花子(母)
受託者	太郎(長男)
信託財産	アパート 自宅 預貯金

受益者 花子(母)

- ① 信託する財産 アパート・自宅・預金(2000万円)
- ② 信託しない財産 預金(1000万円)
- ③ 信託できない財産 農地・年金

民事信託に係る初期費用(例)

- ① 専門家によるコンサルティング料
信託財産の評価額 1%位 50万円～
- ② 司法書士の報酬
不動産を信託した場合
信託する不動産の数による 10万円位～
登録免許税 土地 固定資産税評価額×0.3%
建物 固定資産税評価額×0.4%

- ③ 公正証書の作成費用(公正証書にて契約しておく方が、委託者の意思確認がされているので安心)

2万円～10万円位

民事信託に関する税金

- ① **信託設定時の場合** 自益信託 委託者件受益者なので課税関係は生じない
信託期間中アパートの名義は受託者(長男太郎)名義に変更され、受託者が管理や処分を行うことが出来るようになります。賃貸借契約や管理委任契約の締結により充実した不動産管理が行えます。
信託期間中の固定資産税は受託者(長男太郎)が支払います。
- ② 受益者花子は所得税の確定申告が必要(個人の場合所得税・住民税)
- ③ **損益通算不可**
信託した不動産について損失が生じても、他の信託しない不動産所得の利益との損益通算は出来ません。
- ④ **信託計算書、信託の計算書合計表の提出**
信託財産の中に不動産所得の起因となるアパートや駐車場など収益が発生する財産がある場合には、受託者(長男太郎)は毎年1月31日までに**信託計算書、信託の計算書合計表を税務署に提出する必要がある。**
- ⑤ **信託から生ずる不動産所得にかかる明細書の提出**
信託財産の中に不動産所得の起因となるアパートや駐車場など収益が発生する財産がある場合には、受益者花子は確定申告提出際に、**信託から生ずる不動産所得にかかる明細書の提出も税務署に提出する必要がある。**

信託終了時の税金

自益信託 委託者兼受益者花子死亡の場合

- ① **帰属権利者の定めがある場合**
帰属権利者に相続税が課税される
- ② **帰属権利者の定めがない場合**
委託者兼受益者花子の相続人に相続税が課税される

民事信託のメリット・デメリット

- ① 判断能力があるうちに民事信託を利用し信託契約することにより、アパートなどの信託財産をそのまま長男太郎が引継ぎ管理運営することが出来安心である。
- ② 成年後見制度より比較的自由に、信託契約の範囲内で受託者が財産管理をすることが可能となります。家族間だけでも財産管理をすることが出来る。
- ③ **後継ぎ遺贈型受益者連続信託**を利用すると、子孫に財産を承継しやすくなるので、遺言では達成できない事案がかなえられる。
- ④ デメリットとしては、初期費用が掛かること。また判断能力があるうちでないと民事信託の契約ができない。

- ⑤ 母花子が受益者としての利益を享受することに変わりはないが、名義変更が行われ受託者に信託財産が移転する事を母花子に理解してもらうのがなかなか難しい。
- ⑥ 受託者は受益者に監督してもらうので比較的監督機能が緩やかになります。
- ⑦ 民事信託の方法として、委託者と受益者が異なり、受益者が信託財産から収益を得る他益信託もありますが、贈与税などの課税が生じますので例題は自益信託で説明しています。

Q11 生前贈与による相続税対策について

相続税対策として生前贈与する際の注意点について教えてください。

A11

生前に財産の一部を子供や孫などの親族に贈与することにより、相続財産を減らし、将来発生する相続税を抑えることが出来ます。生前贈与は相続税対策の一つの手段として利用される場合があります。生前贈与はなるべく贈与税の非課税制度(年間110万円以下)を利用すれば無税で財産を移転させることが出来ます。

しかし毎年同じ金額を繰り返し贈与していると定期贈与と判断され、贈与税が課税される可能性もありますのでご注意ください。

1. 暦年課税

- ① 計算方法 贈与された金額-基礎控除額=課税価格
- ② 課税期間 その年1月1日から12月31日までの1年間に、贈与により受け取った財産の合計金額
- ③ 基礎控除額は毎年110万円
その年に贈与された合計金額が110万円以下の場合には贈与税がかかりません。
- ④ 贈与契約書を作成する
いつ、だれに、何を、いくら、どのように贈与するのかを明記した贈与契約書を作成し、贈与者と受贈者が署名捺印しておきます。
- ⑤ 預金通帳に振り込む
贈与する金額は現金で手渡しするのではなく、預金口座に振り込みます。例えば贈与者(親)の預金口座から、受贈者(子供)の普段利用している口座に振り込むことで贈与されたことを知らなかったなど後におこる問題は解消されるでしょう。
- ⑥ 名義預金にならないために
子供名義の預金口座と親名義の預金口座の銀行印は別のものを使用しましょう。預金口座名義人は旧姓名義にせず常に新しい情報で管理しましょう。預金通帳の保管は本人が行いましょう。
- ⑦ 贈与税の申告
贈与を受けた金額が1年間(1月1日～12月31日)で110万円を超えた受贈者は贈与税の申告をする必要があります。
受贈者が居住している場所の所轄の税務署に、贈与があった年の翌年2月1日～3月15日までに贈与税の申告と納税を行います。
贈与税の納付書に必要事項を記載し金融機関等で支払い納税します。
- ⑧ 生前贈与加算
生前に贈与した財産のうち、贈与者が亡くなった日以前3年以内に贈与した財産については、持ち戻して相続財産を計算しなければなりません。

★相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続開始前7年以内(現行は3年以内)に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、相続税の課税価格に加算すること(ただし、延長される4年間に受けた贈与については合計額100万円を控除した残額)令和5年度税制改正(案)

具体的な改正は令和6年1月1日以後の贈与からですが、令和6年1月1日以後に発生する相続からいきなり遡って7年以内の贈与を相続財産に加算するのではなく、令和8年までに亡くなられた方の相続に関してはこれまで通りの計算となります。仮に令和13年1月1日に亡くなられた場合は、令和6年1月1日以降に受けた贈与(合計7年間)が相続財産に加算されることになります。

贈与税の速算表【一般贈与財産用】(一般税率)								
課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円
特例適用財産以外の贈与における贈与税の計算で使用。								
贈与税の速算表【特例贈与財産用】(特例税率)								
課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円
直系尊属(父母、祖父母)から18歳以上の直系卑属(子、孫)への贈与における贈与税の計算で使用。								

2. 相続時精算課税

相続時精算課税とは、60歳以上の父母や祖父母から18歳以上の推定相続人である子や孫に対し、財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度で、2500万円に達するまでは、贈与税が課税されません。税務署に「相続時精算課税選択届出書」を提出することにより利用できる制度です。

- ① 計算方法 (贈与金額-2500万円)×20%＝課税される贈与税
- ② 贈与税の申告 「相続時精算課税選択届出書」を提出した場合、税額が出なくても贈与税の申告をします。その後は贈与があった年ごとに贈与税の申告を提出する必要があります。
- ③ 申告期限 贈与があった年の翌年2月1日から3月15日までに申告します。
納税については贈与財産が2500万円を超えると20%の税率で贈与税が課税されます。

- ④ 一度選択したら暦年課税に戻すこともできないし、暦年課税の基礎控除額 110 万円を控除することもできません。
- ⑤ 贈与者の死亡により相続時精算課税を適用して贈与された財産は、相続財産に持ち戻しされ相続税の課税対象になります。

その時に加算される価額は、死亡時の価額ではなく、贈与時の価額で税額を計算します。ただし、既に収めた贈与税がある場合には、その分が相続税額から差し引かれます。

★相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係る贈与税について、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除 110 万円を控除できるとともに、特定贈与者死亡に係る相続税の課税価格加算等については、死亡 7 年前でも上記控除迄は相続財産に加算しなくてよい。

令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。**令和 5 年度税制改正(案)**

3. 配偶者控除

婚姻期間が 20 年以上の夫婦については、夫婦の間で居住用不動産や金銭による購入資金贈与が行われた場合、特例により**配偶者控除**の適用を受けることができます。

最高 2000 万円まで贈与税が非課税になります。贈与税の基礎控除 110 万円と合わせると最高金額 2110 万円まで贈与税がかかりません。

適用要件

- ① 婚姻期間が 20 年以上の夫婦であること。
- ② 贈与された財産は居住用不動産又はその購入資金であること。
- ③ 贈与があった年の翌年 3 月 15 日までに居住しその後も引き続き居住する見込みのあること。
- ④ 同じ配偶者からの贈与については一生に一度だけであること。
- ⑤ 贈与税の申告をすること。

4. 住宅取得等資金贈与の非課税の特例

自宅を取得する際に父母や祖父母などの直系尊属から金銭の贈与を受けた場合一定の要件を満たす金額まで贈与税が課税されません。

- ① 贈与の時期令和 4 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日

- ② 非課税限度額 省エネ等住宅: 1000 万円

上記以外の住宅 500 万円

- ③ 受贈者の要件 18 歳以上

合計所得金額 2000 万円以下

新築等をした住宅用家屋の床面積 40 m²以上 50 m²未満の場合

合計所得金額 1000 万円以下

翌年 3 月 15 日までに居住する又は居住することが確実と見込まれること

- ④ 新築又は取得した住宅用家屋の登記簿面積 40 m²以上 240 m²以下かつ2分の1以上の部分が受贈者の居住用に供されるもの
- ⑤ 住宅取得等資金の非課税限度額は、暦年課税の基礎控除額(110万円)又は相続時精算課税の非課税限度額と併用することができます。

5. 子や孫へ教育資金を一括贈与

父母又は祖父母(直系尊属)が教育資金を30歳未満の子供や孫に贈与する場合、1500万円まで贈与税が非課税になります。教育資金一括の非課税制度を利用する場合、金融機関等で教育資金口座の開設をし、払い出しや税務署への届け出は金融機関を通じて行います。教育資金に充てたときは、その支払い等の領収書を金融機関に提出します。

- ① 贈与者が死亡した場合には、原則として管理残額は相続等により者得したものとみなされ相続税の課税対象となります。
- ② 相続税額の2割加算の対象とされます
- ③適用期限は令和5年3月31日迄の時限措置。(3年延長令和8年3月31日)

令和5年度税制改正(案)

6. 結婚や子育ての資金の一括贈与

結婚や子育てで必要な資金を贈与する場合、父母や祖父母(直系尊属)から一括で贈与された資金については、1000万円まで非課税になります。(結婚資金は300万円)

- ①受贈者は18歳以上50歳未満の子又は孫
- ②受贈者の所得は贈与前年1000万円以下
- ③金融機関で口座開設が必要
- ④贈与者が死亡した時に資金残がある場合には相続税の課税対象(2割加算の対象)
- ⑤令和5年3月31日迄の時限措置(2年延長令和7年3月31日)

令和5年度税制改正(案)

7. 親の立場として贈与する親の年齢は？

贈与してもよいと考える親の年齢は75歳過ぎてからボツボツ考え始めるのではないのでしょうか。

そもそも人生90歳～100歳を見据えた場合、自分たち親(夫婦単位)の老後に係る人生設計を立て、老人ホームへの入居金等も確保したうえでないと、簡単に子供や孫に贈与は出来ないでしょう。預金を取り崩しての生活は不安で、病気したらどうしよう、長生きのリスクで老人ホームの費用が払えなくなったらどうしよう等悩みは尽きません。

子供は少しでも生活費の援助を欲しがりますが、当たり前のように自動的に振り込まれるような贈与は辞めましょう。「有難う、いつも感謝しています」と言うような言葉のキャッチボールができて初めて通じ合えます。親は子供の心の成長を見ながら少しずつ贈与する方が良いかもしれませんね。いつまでも健康であることを願いたいものです。

Q12 円満かつ円滑な相続を目指して「争族」としないためには？

揉めないための相続対策についてどのような方法がありますか。

A12

私が所属している(一社)日本相続学会では全ての人々に、円満かつ円滑な相続を目指し、最終的には、親族間の「争続」を避けるための諸制度の整備に向けて、法律だけにとどまらず、広く税制や社会制度も含めて立法の提言を考えていきたいと、常に研究しております。

1. 円満かつ円滑な相続を妨げる要因とは

① 相続人どうし仲が悪く疎遠である

子供の時は仲が良かったが親元を離れてからは実家に帰らず疎遠になっている。

兄弟は遺産分割でお互いに相手の事情は考慮せず、自分の主張だけを言うので妥協点が見つからず話し合いが進まない。

② 家族関係が複雑である

例えば被相続人は再々婚で最初の妻との間に子供が2人、今の妻との間に子供が3人いる。ほかに認知した子供が1人いる。このような家族関係では、お互いに感情がぶつかりあって話し合いがスムーズに進みません。

③ 相続財産は預貯金より不動産が多く分割が困難である

不動産の分割方法や評価方法をめぐり相続人間で意見の食い違いが生じ人間関係が悪化して争いがおきている。遺産は不動産のみであるから売却し分割する方法があるが、その方法に反対するものも出てくる。

④ 一人の相続人が多額の生前贈与を受けている

例えば被相続人が生前に一人の子供だけをととても可愛がり一部の相続人に多額の生前贈与を行っていた場合、特別受益の持ち戻し期間前(10年以前)であるため加算されず不公平が生じ遺産分割協議が進まなくなる。

⑤ 一人の相続人が被相続人の看護・介護をしていた

被相続人は入退院を繰り返し常に一人の相続人だけが献身的に療養介護し他の相続人は何も手伝わずにお見舞いにも来なかった。この場合貢献した寄与分を主張したが、他の相続人より多くの遺産を取得するのは困難なようだ。

相続人全員で遺産分割協議を行っているが難航している。

⑥ 自分だけ有利にしたい

相続財産をオープンにして全体の財産を把握し、相続人の事情を考慮し、譲歩しながら遺産分割協議を進めるべきだが、自分の利益だけを主張する者がいるので協議がまとまらず長期化することになる。

2. 揉めないための相続対策

① 家族円満でも遺言書を作成しておく

残された家族の為にも遺言書を作成し思いを伝えておく。付言も書き「私亡き後も家族円満に暮らすように」等、一人一人に思いを伝えておく。

- ② 特に遺言書を書いておいた方がいい人
 - (1) 子供のいない夫婦
 - (2) 前妻や前夫との間に子供がいる場合
 - (3) 相続人に認知症や判断能力のないものがある場合
 - (4) 相続人のいないお一人様
 - (5) 兄弟が不仲である場合
 - (6) 相続人が大勢いる場合
 - (7) 相続人に行方不明・生死不明の人がいる場合
 - (8) 会社経営者
 - (9) 個人事業主
 - (10) 内縁関係の人がいる場合
 - (11) 財産を寄付したい人
 - (12) 不動産や自社株などの評価が難しい資産がある人
 - (13) 相続人以外の人に財産を残したい場合
 - (14) その他

③ 生前贈与

被相続人が亡くなる前に相続人に生前贈与をする場合、公平かつ円満にオープンにして、将来相続人間でお互いに不平や不満を抱かせないようにしておくこと。

④ 事前に相続財産の内容を知らせておく

相続の対象となる財産を事前にある程度調べ相続人に知らせておく。

相続開始前後に預貯金の引き出しをしたり、隠匿された場合、後日問題になるので予測される紛争は回避するよう心がけましょう。

⑤ 相続人間は普段からお互いに仲良くしましょう

相続人はお互いに各相続人の現状を理解し、お互いにある程度譲歩して遺産分割に臨みましょう。譲り合う心があれば遺産分割もスムーズに進むでしょう。

3. 遺産分割で採めたときの対応

相続人間でお互いに譲歩できずに解決できない場合には、弁護士、税理士、司法書士等の専門家に相談しましょう。

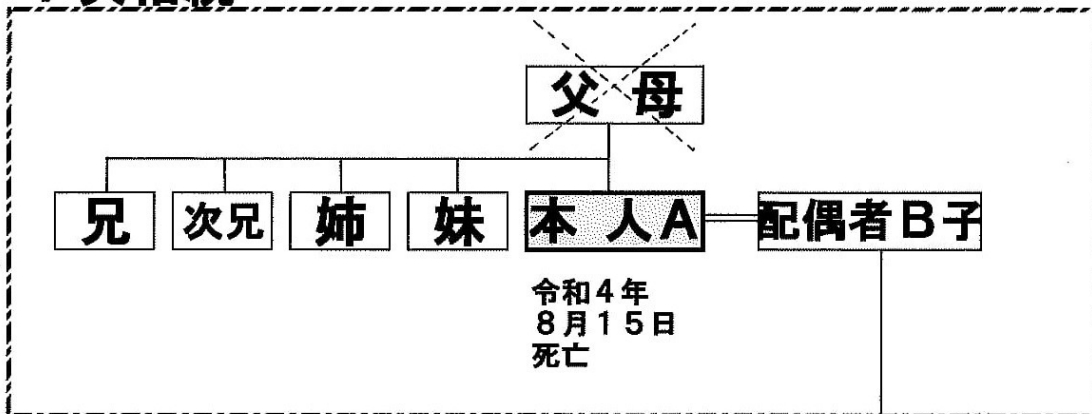
相続人の中に認知症や判断能力のない人がいる場合には成年後見制度の申請手続きを行ってください。

Q13 特殊な相続案件から見えるもの

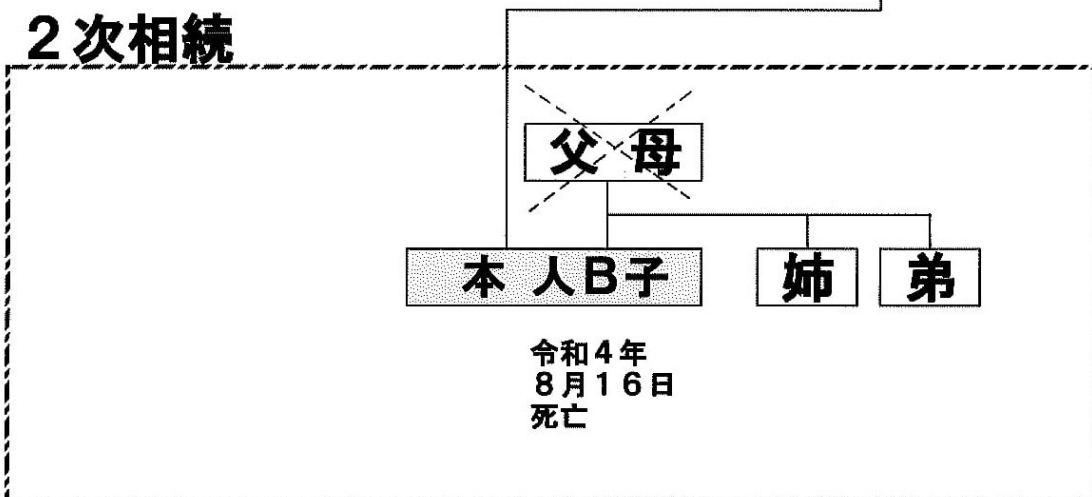
A13

特殊な相続事案 親族関係図

1次相続



2次相続



仲の良いご夫婦がいました。会社員の夫 A(70 歳)は体調が悪く、妻 B 子(70 歳)には持病があり、体調不良を訴えながらも 2 人で支えあって生活してきましたが、妻の持病が急に悪化し ICU に入院することになりました。ご夫妻に子供はいませんが、甥や姪が時々来ては手伝いをしておりました。

夫は献身的に妻を支え毎日のように病院に行っては「俺を一人にしないで欲しい。この先どうしたらよいかわからない」と看護師に訴えておりましたがある日、夫が自宅で倒れ救急搬送され令和 4 年 8 月 15 日に亡くなられました。

妻はまだ ICU に入院中で、夫の死もわからないまま翌日の令和 4 年 8 月 16 日に亡くなりました。

その後、夫側の親族と妻側の親族が集まり同時に火葬・告別式が執り行われました。既に公正証書の遺言書を預かっている旨の話が弁護士からありました。

そこには、

夫の遺言書「全財産を妻に相続させる」

妻の遺言書「アパートは甥(弟の長男)に、預金のうち 2000 万円は姉に、残りの全財産は夫に相続させる」と書かれていました。

夫側の親族の中には、妻側の親族にすべての財産が相続されることについて、不満を持つ者もいましたが、弁護士の説得により何とかその場は収まり、葬儀費用については折半することにしました。

妻側の親族からは、「B 子は A 家に嫁に行ったのに葬儀費用は折半とは可笑しいのでは」と言う不満もありましたが、先々のことを考え円満に納めました。

遺言執行人である弁護士は、特殊な相続案件ではあるが、超高齢社会である現在、おこりうる事案でもあるので、遺言書はお互いに書かれていて賢明であったと感想を述べられました。

人生 100 年時代を見据え「円満かつ円滑な相続を目指して」充実した人生を送れるような手助けができればと思います。